四二五　道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する件　二六　八
四二六　不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の氏名又は名称等の変更の届出があった件　二七　七
四二七　耐空検査員の証を無効とした件　二七　七
四二八　建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件　二七　七
四二九　昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号の一部を改正する件　二七　九
四三〇　膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件　二七　九
四三一　遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件の一部を改正する件　二七　九
四三二　鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件　二七　一〇
四三三　鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準等に関する指針　二七　一〇
四三四　確認審査等に関する指針の一部を改正する件　二七　一〇

四三五　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第一項の区域に係る告示　二八　七
四三六　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二八　七
四三七　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　八
四三八　土砂災害防止対策基本指針　二八　九一　一一
四三九　高速自動車国道に関する件　二八　九一　一四
四四〇　**○観光庁**
六　観光庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件　一　特24　二六
五　気象測器の型式を証明した件　二二　五　八
六　〃
○気象庁
八四　水路測量の実施に関する件　四　五
八五　音戸瀬戸付近海域における橋梁架設作業の実施に伴う船舶の航行の制限に関する件　七　六
八六　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する件　一五　六　六
八七―九二　**○海上保安庁**
航路標識に関する件　二〇　六
九三　水路測量の実施に関する件　二〇　九
九四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十の規定に基づき確認機関の名称を変更する件　二二　七
九五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十の規定に基づき確認業務を行う事業場を変更する件　二二　七
九六　水路測量の実施に関する件　二七　七
九七―一〇〇　航路標識に関する件　二七　89　四六

一〇一―〃　**○環境省**
二九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第二号イ及び第五条の四第一号ロの規定に基づき、環境大臣の定める焼却の方法を定める件　二八　91　一四　八
三〇　汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件　一　八
三一　ダイオキシン類の濃度の算出方法を定める件の一部を改正する件　一　九
三二　廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件　一　九
三三　廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準を定める件の一部を改正する件　一　九
三四　シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件　一　九
三五　転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準の一部を改正する件　一　九
三六　廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準の一部を改正する件　一　九
三七　石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件　一　九
三八　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部を改正する件　一　九

三九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の四第十号、第六条の五第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準を定める件の一部を改正する件　一　九
四〇　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件　一　九
四一　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部を改正する件　一　特24　三六
四二　水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　四　七
四三―四四　〃　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準　七　特26　一
四五　行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件　七　八
四六　平成二十一年度の我が国における温室効果ガスの排出量を公表する件　二六　八
○防衛省
七三　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件　一　特24　三六
七四　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件　四　六
七五　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件　五　八